

健 発 0927 第 2 号
令 和 元 年 9 月 27 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 53 号）が本日、別紙のとおり公布され、施行されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む）及び関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

- 1 水痘の定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準として、以下を追加すること（予防接種法施行規則第 5 条関係）。

症 状	期 間
無菌性髄膜炎（帯状疱疹を伴うものに限る。）	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間

- 2 インフルエンザの定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準として、以下を追加すること（予防接種法施行規則第 5 条関係）。

症 状	期 間
急性汎発性発疹性膿疱症	二十八日

- 3 その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日

公布の日（令和元年 9 月 27 日）

○厚生労働省令第五十三号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十二条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令
令和元年九月二十七日
予防接種法施行規則の一部を改正する省令
予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

対象疾病	(報告すべき症状)	
	<p>第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。</p>	
(略)	(略)	(略)
水痘	(略)	(略)
血小板減少性紫斑病	無菌性髄膜炎（帯状疱疹を伴うものに限る。）	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間
(略)	(略)	(略)
B型肝炎	(略)	(略)
インフルエンザ	その他医師が予防接種との関連性が高いと認められるもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間
急性散在性脳脊髄炎	急性散在性脳脊髄炎	二十八日
急性汎発性発疹性膿疱症	急性汎発性発疹性膿疱症	二十八日
(略)	(略)	(略)

改 正 前

対象疾病	(報告すべき症状)	
	<p>第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。</p>	
(略)	(略)	(略)
水痘	(略)	(略)
血小板減少性紫斑病	血小板減少性紫斑病	二十八日
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
B型肝炎	(略)	(略)
インフルエンザ	その他医師が予防接種との関連性が高いと認められるもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間
急性散在性脳脊髄炎	急性散在性脳脊髄炎	二十八日
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

附 則
この省令は、公布の日から施行する。